

役員等報酬等規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本産婦人科医会（以下「本会」という。）の定款第35条の規定に基づき、役員等の報酬等、役員等の賞与及び役員等退任慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員等とは、定款第25条第1項に規定する理事及び監事並びに第33条に定める顧問及び第34条に定める幹事をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員等をいう。
- (3) 報酬等とは、本会が役員等に対し、役員等としての業務の対価をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤の役員に対し、総会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める上限額の範囲内にて役員報酬を支給する。ただし、常勤以外の役員に対しては、支給しない。

- 2 常勤の理事に対する役員報酬の額は、理事会の決議により別に定め、監事は、監事同士の協議により定める。
- 3 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、職員給与及び旅費規程を準用する。
- 4 前条第1号に定める顧問及び幹事には、報酬は支給しない。

(役員等賞与等)

第4条 本会は、役員等に対し役員等賞与は支給しない。

- 2 本会は、役員等に対し総会で別に定める役員等退任慰労金支給規程に基づき、役員退任慰労金を支給することができる。

(費 用)

第5条 本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第6条 この規程に定める役員等報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(準 用)

第7条 役員報酬等の支払方法等については、職員給与及び旅費規程を準用する。

2 定款第33条に規定する顧問及び第34条に規定する幹事については、この規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(委 任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本会の設立登記のあった日から施行する。

別 表

報酬月額 1,082,000円以内